

大分県報

令和元年
第六七号
十二月二十四日

（火曜日）

目次

| | |
|---------------------------|---|
| 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件） | 一 |
| 指定予定保安林（六件） | 二 |
| 大分海区漁業調整委員会告示 | 三 |
| 寶石さんごの採捕禁止 | 四 |

○告示

大分県告示第三百五十号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和元年十二月二十四日

一 届出の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン別府

別府市楠町三百八十二―六 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

変更前 有限会社フレンドシップパートナーズ

代表取締役 兼 光 世 治

大阪府大阪市淀川区西中島一丁目十一番二十三号―二百三

外四十七者

変更後 有限会社フレンドシップパートナーズ

代表取締役 兼 光 善 明

大阪府大阪市北区豊崎五丁目二番三号

外四十六者

- 4 変更の年月日

平成二十八年八月一日外

- 二 届出年月日

令和元年十一月十五日

- 三 関係書類の縦覧

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

- 1 縦覧期間

- 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

- 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年四月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン中津

中津市大字島田字持廣百三十四―十七 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 As—me エステール株式会社

代表取締役 丸山 雅史

東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

外四十二者

変更後 エステールホールディングス株式会社

代表取締役 丸山 雅史

東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

外四十一者

4 変更の年月日

平成三十年十月一日外

二 届出年月日

令和元年十一月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年四月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次とおり保安林の指定をする予定である。

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後高田市上香々地字峠四九五七番四九、四九五七番五一、四九五七番五八、四九五七番六〇、四九五七番六二、四九五七番六六、字今井五〇五二番三七、字水ヶ迫五一四九番六〇、五一四九番六一、五一四九番七七、五一四九番八八、五一四九番八九、五一四九番九一、五一四九番九二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町守実字口ノ草二六一八番一・二六二五番・二六二六番一・二六二八番・二六四三番（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字西原二五六三番、二五六四番、二五六五番一、字口ノ草二五七五番から二五七七番まで、二五八三番、二五八五番一、二六一四番一、二六一四番三から二六一四番五まで、二六一九番一、二六三一一番一から二六三一一番三まで、二六三二番一、二六三三番二、二六三五番一、二六四〇番一、二六四〇番二、二六四二番一、平小野字トラメキ五八五番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字口ノ草二六一八番一・二六一九番一・二六二六番一・二六三一一番三・二六四〇番

二・二六四二番一・二六四三番（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月二十四日

一 保安林予定森林の所在場所

中津市本耶馬溪町落合字出口ケ原一一二番一から一一二番三まで、耶馬溪町大字戸原字大久保山二六二二番一から二六二二番三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月二十四日

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字二串字中野一四〇〇番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大山町東大山字上ノ山二六四二番一、字谷ノ上二九四五番三、二九四五番四、二九四六番一、二九四七番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字上ノ山二六四二番一・字谷ノ上二九四五番三・二九四五番四・二九四六番一・二九四七番三（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市三重町松尾字木ノ丸二〇五九番二（次の図に示す部分に限る。）、二〇五九番三、二〇七三番、二〇七五番から二〇七八番まで、二〇八五番、二〇八七番から二〇八

九番まで、二〇九一番から二〇九六番まで、二一一四番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字木ノ丸二〇五九番三・二〇七五番から二〇七七番まで・二〇八九番・二〇九四番（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、二〇五九番二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止する。

ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

令和元年十二月二十四日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

(定義)

一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

(禁止区域)

二 大分県海域

(承認の対象者)

三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

(承認の取消し)

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(譲渡又は販売の禁止)

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。
(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

(採捕報告書の提出)

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

(取扱要領)

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

(指示の有効期間)

十二 この指示の有効期間は、令和二年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

令和元年十二月二十四日

大分県報（大分海区漁業調整委員会）

五